

公益財団法人新潟県市町村振興協会市町村交付金交付規程

平成24年5月26日

規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に配分する市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 市町村交付金は、新市町村振興宝くじの収益金をもって新潟県が協会に交付する新潟県交付金を財源とする。

(市町村への配分基準)

第3条 市町村交付金の市町村への配分については、協会が客観的な指標により、別に定める配分基準によって行う。

(交付金の対象事業)

第4条 市町村交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町村が必要なものとする。

(会計処理)

第5条 協会は、市町村交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

第6条 市町村交付金の預金から生じる利息等は、交付事務の事務費等に充てるものとする。

(交付を受けた市町村の報告)

第7条 市町村交付金の交付を受けた市町村は、その用途等について協会に報告するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必

要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人新潟県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。